

* 社会保険未加入対策の取組【滋賀県】



● 社会保険加入業者に限定する取組

建設業法改正（許可要件化）に先駆け、すべての未加入建設業者を訪問指導（令和2年1・2月）

県発注工事において、請負人を社会保険等加入企業に限定

【県発注工事における取組（順次拡大）】

- 平成26年10月 建設工事入札参加資格に社会保険等への加入（適用除外の場合を除く）を追加
- 平成27年10月 下請契約の請負代金の総額が3,000万円（建築一式工事：4,500万円）以上の工事について、元請人が社会保険等未加入企業と一次下請契約を締結することを原則として禁止
- 平成28年10月 適用範囲を拡大し、すべての県発注工事を対象
- 平成30年10月 適用範囲を拡大し、すべての下請人を対象
元請人が社会保険等未加入企業と一次下請人として契約した場合にペナルティ措置
- 令和元年10月 元請人へのペナルティ措置の対象をすべての下請負人に拡大

● 法定福利費の内訳明示

県発注工事において、必要な法定福利費を予定価格に反映

発注者が必要と認める場合に、受注者に対し、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を義務付け（令和2年10月 県建設工事請負契約約款を改正）

● 建設キャリアアップシステムの活用促進

総合評価方式において、CCUSの事業者登録（元請企業）と活用（現場へのリーダー設置・技能者の利用）を実施する場合に加点評価（令和2年度から一部工事において試行）